

白山都市計画土地区画整理事業の決定（白山市決定）

都市計画白山市三浦・幸明町土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	白山市三浦・幸明町土地区画整理事業	
面 積	約 11.3ha	
公共施設 の 配 置	道 路	幅員 14.0m の区画道路を骨格として、土地利用及び動線計画を勘案の上、幅員 6.0～12.0m の区画道路を配置する。
	公園及び 緑 地	街区公園等を適正に配置し、施行区域面積の 3% 以上を確保する。
	その他の 公共施設	宅地及び道路の計画に沿った水路の整備を図る。
宅地の整備	街区の規模は長辺 80～150m、短辺 30～40m を標準とする。 周辺の土地利用と整合を図り、幅員 14.0m の区画道路を中心に良好な住宅地を配置する。	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、JR 松任駅を中心に形成される市街地に隣接し、白山市都市計画マスタープランにおいては、住宅専用地区に位置付けられている地区である。

今回、道路、公園等を整備するとともに、周辺地域との調和のとれた利便性の高い居住環境の創出を図るため、約 11.3ha の区域を土地区画整理事業の施行区域として都市計画決定するものである。